

地域活性化への取り組み

中小企業の経営支援に関する取り組み

■取り組み方針

当組合は、地域密着型金融機関として、地域の金融円滑化の使命を果たすとともに、取引先へのきめ細かな支援に取り組む方針としております。認定経営革新等支援機関として、コンサルティング機能を充分発揮するため、外部支援機関・外部専門家との連携強化を図り、取引先の業況改善支援等に着実に取り組み、地域経済の活性化に積極的に貢献します。

■態勢整備の状況

平成24年度より、取引先の経営支援を目的として「経営支援部」を設置し、企業の課題解決に適切かつ効率的に取り組むとともに、外部機関と連携し、専門家派遣等を行い、取引先の業況改善を図る態勢としています。

■取り組み状況

(1) 創業・新事業開拓支援

ひろしま産業振興機構と「創業支援に係る業務連携・協力に関する覚書」を平成26年11月に締結し、広島県内における多様な創業や新規事業において、存続しうる企業の創出をサポートしています。

【取り組み事例】

- ・創業支援融資の取り組み（令和7年度 29件 116百万円）
- ・当組合、日本政策金融公庫、ひろしま産業振興機構の三者連携による「創業夢サポート」の融資取り組み（令和7年度 1件 4百万円）

(2) 成長段階支援

取引先の財務内容および定性情報を加味したうえで、事業の将来性を見極め、過度な保証・担保に依存しない融資に取り組んでいます。

また、平成27年10月には、広島県内の創業者、中小企業者および農林水産事業者等への協調融資を積極的に進めるため日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

【取り組み事例】

- ・広島県よろず支援拠点と連携した経営相談会の開催（令和7年度 2回 35先）
- ・販路拡大支援の一環として、全国信用協同組合連合会等の主催による「しんくみ食のビジネスマッチング展」「しんくみ物産展」への参加（令和7年度 オンライン参加 1先 物産展への参加 3先）

(3) 経営改善・事業再生・事業転換・その他

再生支援先に対して、外部専門家を変えた経営相談、経営指導を行うとともに、必要に応じて職員を出向させるなど、経営改善、再生支援等に取り組んでいます。

また、令和4年7月には、事業再生・経営改善を通じ、企業価値向上をサポートするため、株式会社商工組合中央金庫と「事業再生・経営改善支援に関する業務」にかかる協力文書を締結しています。

【取り組み事例】

- ・広島県中小企業活性化協議会と連携した事業再生支援の取り組み（12件）
- ・広島県中小企業活性化協議会へ職員を出向（実績 5名 令和4年度～）
- ・中小企業大学校へ職員を派遣（実績2名 令和5年度～）

(4) 事業承継支援

外部機関と連携を図り、事業承継に関する事業経営者の様々な課題解決に取り組んでいます。

【取り組み事例】

- ・広島県事業承継・引継ぎ支援センターへの取り次ぎ（37件）



外部連携先一覧		内 容
創 業 支 援	ひろしま創業サポートセンター	・創業前から創業後までの継続的なサポートを提供 ・大企業、創業計画の相談、経営コンサルティングや相談、資金調達のアドバイス等
	広島県よろず支援拠点	・中小企業者の経営課題に対し、様々な分野の専門家と連携している ・様々な経営課題（融資支援、経営相談、人材支援）に対し、専門家を派遣し、基本無料での対応可能
経 営 支 援	ビジネスマッチング展への出展	・「しんくみ食のビジネスマッチング」(年1回) 事業内販路の開拓など、約120社 開催場所 岡山 ・「しんくみ物産展」(年1回) 県に関する事業者 約150社 開催場所 東京
	REVCareer(リビカリー)	・大企業から地域の中小企業への人の流れを創出し、地域企業の人材確保を支援 ・「しんくみ」に拠る地域企業に対する人材マッチング 登録数約4千人、マッチング件数約170名
	クラウドファンディング	・融資に代わる新たな資金調達手段として、一般企業より支援を受けるもの ・支援額「MOTTAJANA(モッタナ)」(創業サイト: motta.jp) / 手数料の一部を組合負担
事 業 再 生 支 援	各種補助金	・広島県や経済産業省等のホームページを確認
	広島県中小企業活性化協議会	・中小企業の再生に向けた取り組みを支援する為、都道府県ごとに設置されている公開機関 ・融資金融機関のリスク評価とともなう返済調整及び事業改善計画策定調整
事 業 承 継 支 援	広島県信用保証協会	・経営計画申請（保証協会利用企業向け） 中小企業診断士による4日間の研修が受けられ、現状分析、改善計画の策定が可能（無料）
	広島県事業承継・引継ぎ支援センター	・「産業競争力強化法」に基づき、広島県工業通商及び経済開発局から委託を受けて実施 事業承継に関する相談から、実際の事業計画の策定まで無料での受付（仮）専門家が対応
支 援 機 関	日本M&Aセンター	・全国の会計事務所、金融機関とネットワークを活用した全国規模のM&A実務家連携体制約100名体制 ・全国規模のネットワークを駆使し、M&A実務家とネットワーク 現在、企業価値が分かる経営企画評価も可能

■ 経営者保証に関するガイドラインへの対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針について

広島県信用組合では、「経営者保証に関するガイドライン」を遵守・尊重してまいります。

事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証をいただく場合には、その理由や範囲等について真摯かつ丁寧にご説明し、お客さまにご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

- 1 お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や金利の一定の上乗せ等の代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

- 2 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況等を勘案した上で履行の範囲を決定します。
- 3 お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

窓 口：広島県信用組合 融資部
受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日・祝日および金融機関の休日を除く）
受 付 時 間：午前9：00～午後5：00
電 話 番 号：0120-745-530（フリーダイヤル）

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和6年度	令和7年度
新規に無保証で融資した件数	340件	355件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	13.1%	13.3%
保証契約を解除した件数	6件	3件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 （当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	2件